

仕様書（案）

1 業務名

長野県人権尊重の社会づくり条例重点広報・啓発等業務

2 委託期間

契約日から令和9年3月26日（金）まで

3 実施に当たっての基本方針

県では、令和8年7月13日に「長野県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を施行し、県民の人権尊重の精神の涵養に必要な人権教育・人権啓発の積極的な実施や、人権相談窓口における相談業務を円滑かつ効果的に行うための研修など、人権が尊重される社会づくりの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

令和9年4月1日からの長野県人権オンブズパーソンを核とした人権侵害行為からの救済体制を適切に運用するため、運用開始前に、制度開始日の告知に加え、条例の趣旨や人権尊重の理念、条例で禁止する人権侵害行為及び長野県人権オンブズパーソン制度等を重点的に広報・啓発するとともに、県の人権相談窓口職員を対象とした研修を実施し、相談体制の充実を図る。

4 委託する業務の内容

(1) 条例に係る広報・啓発（必須事項）

条例に係る広報・啓発について、次のアからエに掲げる業務をすべて実施すること。

ア 広報動画（15～30 秒程度）（字幕付き）の制作、放映等

長野県人権啓発キャラクター「こころちゃん」（以下「こころちゃん」という。）を活用した条例の広報動画を、段階的・効果的に県民に訴求できるよう、放映時期や内容を工夫し、最低3本以上制作し、放映すること。

なお、こころちゃんの著作権は株式会社エイブルデザイン（長野県長野市高田2丁目8-15）が有しているため、広報動画の制作等こころちゃんを活用した業務の提案にあたり、その利用条件等について、同社と必要な協議等を行うこと。

・放映媒体 WEB 媒体によるものとし、利用する WEB 媒体を提案すること。

・放映期間 提案による。

※複数の媒体、時期を組み合わせることで、年齢を問わず、全ての県民に最も効果的な広報となるよう提案すること。

・動画の納品 一般的な PC で再生可能なファイル形式（MP4）等で動画を委託者に納品すること。

・効果検証 動画の放映について効果検証を行う。効果検証の方法を提案すること。

イ 啓発リーフレットの作成

長野県人権オンブズパーソン制度、救済申立の対象となる人権侵害行為の基準、参考事

例などを県民に分かりやすく理解いただくためのリーフレットを作成すること。

- ・リーフレットの規格等 カラー印刷とし、用紙サイズ、レイアウト及びページ数は提案による。
- ・印刷部数 最低 20,000 部以上とし、具体的な部数は提案による。
- ・納品場所 県庁 7 階人権・男女共同参画課に加え、別途委託者が指示する納品場所に納品すること。また、県ホームページ掲載用の PDF ファイルを納品すること。
- ・その他 リーフレットに記載する内容（救済申立の対象となる人権侵害行為の基準等）は、委託者と受託者が協議の上、有識者を選定し監修を受けること。なお、監修にあたり必要となる謝金・旅費は受注者において負担すること。
（最大 77 万円（消費税及び地方消費税のを含む）を想定している）

ウ こころちゃんポーズ、表情等の新規デザインの制作

広報動画の制作、啓発グッズ作成等に幅広く活用できるよう、こころちゃんのポーズ、表情等の新規デザインを制作すること。

- ・デザインの方向性 提案による。
- ・新規デザイン数 提案による。
- ・デザインの納品 電子ファイル（拡張子：AI、JPG、PNG 形式）で納品すること。

エ 啓発グッズの作成

人権啓発イベントの参加者等への配布を通じ、親しみやすいキャラクターを通じて条例を周知するため、こころちゃんを活用した啓発グッズを作成すること。

- ・啓発グッズの内容 提案による。
※こころちゃんの知名度が低いことに留意し、効果的な啓発グッズを提案すること。
- ・作成数量 提案による。
- ・納品場所 県庁 7 階人権・男女共同参画課

(2) 人権相談窓口職員を対象とした研修の実施（必須事項）

県、市町村等の人権相談窓口の職員を対象とした、窓口で相談に応ずる者の資質向上等に資する研修を実施すること。

- ・開催日時 議会の開会時期や繁忙期を避け、委託者と受託者が協議し決定する。
- ・開催場所等 開催方法及び開催場所は、委託者と受託者が協議し決定する。なお、会場使用料が発生する場合は受託者が負担する。
- ・講師及び内容等 講師及び研修内容を提案すること。提案を元に委託者と受託者が協議し決定する。講師の謝金、旅費の支払等、講師に関する費用は受託者が負担する。
- ・会議の運営等 研修資料の印刷は受託者が行う。会場の準備、運営等は委託者と受託者が協議の上、協力して実施する。

(3) 独自提案（任意）

条例を効果的に運用するための、広報・啓発等に資する独自の提案があれば受け付ける。

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 143 条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。
- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 報告等

- (1) 受託者は、「業務計画書」（様式任意）を契約の日から 5 日以内に委託者に提出するとともに、その内容を委託者に説明すること。
- (2) 受託者は、委託業務完了後令和 9 年 3 月 31 日までに、委託業務完了報告書（様式任意）を委託者に提出すること。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出するものとする。

- ・広報動画の放映実績及び効果検証結果
- ・こころちゃん新規デザインの一覧
- ・啓発グッズの一覧
- ・人権相談窓口職員を対象とした研修の実施結果
- ・その他、委託者が必要と認める書類

- (3) 提出先

県庁 7 階人権・男女共同参画課

11 業務に要する経費の限度額

8,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

12 業務実施上の留意事項

- (1) 提出する企画提案書の内容は、3 の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できるものとする。
- (2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

13 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、地方自治法や財務規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (2) 次の一般的な事項にも注意すること。
 - ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。
 - イ 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (3) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。